厚生労働大臣 長妻 昭 殿

総務省 年金業務監視委員会 委員長 郷原 信郎

紙台帳とコンピュータ記録との突合せ業務の入札案件問題に 関する厚生労働省及び日本年金機構の対応について(所見)

標記について、年金業務監視委員会における議論に基づき、委員長としての所見を次のとおり取りまとめました。

厚生労働省及び日本年金機構において、十分参考にしていただくようお知らせします。

所 見

今回、今後数年間にわたり、2000億円を超える発注が予定されている標記業務に関して、入札に関する重要な情報が入札前に日本年金機構の職員から特定の入札参加業者に提供されていた事実が明らかになったことは、同業務の発注の公平性、適正性を著しく損なうものであり、極めて遺憾であります。

かかる行為は、今後の同業務の発注に重大な影響を与えるものであり、まずもって、このような行為が行われた背景・原因、入札及び落札への影響等について日本年金機構として徹底した調査を行い、その結果を踏まえて、今後の同業務の発注の在り方を再検討する必要があります。

そのためにも、上記情報提供行為の動機の解明が重要と考えられますが、それに関して、本件問題に関する機構側の報道発表の中で、「捜査機関に対して情報提供し、全面的に協力してまいります。」とのコメントが行われたことは、機構側が本件問題を行為者個人の

犯罪行為ととらえて問題を矮小化しようとしているかのような誤解を招くのみならず、機構が今後行う調査が警察捜査によって制約されるものであることを自ら公言するに等しく、不適切だったと言わざるを得ません。

過去の公共工事の入札をめぐる情報漏えい事案との比較からも、 特定の業者の落札への便宜供与と捉え得る事案でなければ刑事処 罰の対象とされる可能性は低いものと思われ、上記の機構職員の情 報提供行為が日本年金機構法違反に該当する余地があるとしても、 それが犯罪として処罰すべき行為であるか否か、機構として警察へ の情報提供、告発等の措置を行うことが相当か否かは、行為の動 機・背景、影響等を解明した上でなければ判断できないはずです。 情報流出という外形的事実が明らかになったに過ぎない段階で警 察捜査や告発に言及する必要はまったくないと思われます。

今後、本件問題に関して、機構側が重ねて警察への情報提供や告発について言及することで機構が行う調査に支障を生じさせることがないよう、厚労省から機構に対しても十分な指導を行う必要があると考えます。

なお、本件業務は、膨大な電子データを多数の人員を動員して目 視によって照合するという過去に例のない特殊な業務であり、業務 の方法の検討、委託先業者の選定において極めて困難な面があった ことが、本件問題の発生の背景になった疑いがあり、今後も、機構 においてその点に十分に留意し、発注の在り方を慎重に検討してい く必要があるとの意見が、年金業務監視委員会の委員のほぼ一致し た意見であったことを申し添えます。